



社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会

ほう じん こう けん じ ぎょう

法人後見事業

～ あなたの権利と財産を守るお手伝いをします～

せいねんこう けんせい ど

成年後見制度とは

- 成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を法律で守り、生活を支えていく制度です。
- 成年後見制度は大きく分けて、「法定後見制度」と「任意後見制度」から成り立っています。
- 法定後見制度は、本人の判断能力に応じて後見・保佐・補助の3つに区分され、家庭裁判所から選任される成年後見人等(後見人、保佐人、補助人)の業務の範囲も異なります。

(成年後見制度の種類)

法定後見制度			任意後見制度
判断能力が不十分になったら			判断能力があるときに
後見 判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とします	保佐 判断能力が著しく不十分な方を対象とします	補助 判断能力が不十分な方を対象とします	あらかじめ本人が選んだ任意後見人候補者と、判断能力が不十分になったときのことを契約で決めておきます

せいねんこう けん にん どう やく わり

成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の財産を管理し、生活・医療・介護・福祉など、身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。

- 本人の預貯金や不動産等の財産を管理します。
- 本人の希望や身体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるようにします。
- 福祉サービスの利用契約締結や医療費の支払いなどを行います。



ほうじんこうけん 法人後見とは

蓮田市社会福祉協議会が法定後見制度の担い手として法人後見業務を実施することにより、長期にわたり継続性のある支援を行います。

法定後見制度の担い手

法定後見の担い手は大きく「親族後見」、「第三者後見」に分けることができます。

本会では第三者後見の法人後見を事業として実施します。



法人後見の受任イメージ



対象となる方

法人後見の対象者は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が不十分で、本会法人後見事業運営委員会において、後見業務を行うことが適当と認められた方です。原則として下記の1～3のいずれにも該当する方となります。

1. 蓮田市に在住かつ住民登録がある方
2. 身上保護と日常的な金銭管理が中心の方
3. 他に適切な成年後見人等が得られない方で、本会による支援が適当な方

ひよう せいねんこうけん にんとう ほうしゅう 費用 (成年後見人等への報酬)

家庭裁判所は、本人の資力その他の事情によって、財産の中から相当な報酬を成年後見人等に与えることができるとされており、本会ではこの報酬額を法人後見事業の利用料としています。

お問い合わせ

社会福祉法人 蓮田市社会福祉協議会

住所 蓮田市関山4-5-6 電話 048-769-7111